

Title	マルクス派の国家観 ( 二 )
Sub Title	
Author	加田, 忠臣
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1162(134)- 1174(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0134">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0134</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## マルクス派の國家觀(二)

加田 忠 臣

### 四

人類は其蒙昧、野蠻の時代から文明の時代に  
 進化した。EngelsはMorganの記する所に従つ  
 て人類進化の階段を蒙昧時代 Savagery, Wilden-  
 heit 野蠻時代 Barbarism, Barbarei, 文明時代  
 Civilization, Civilisation, の三期に分ち、其の各時  
 代を更に第一、第二、第三期 Lower, middle and  
 higher stage, unter, mittler und ober Stufe.に分  
 つた。其根據とする所は生活資料の生産方法の  
 如何であつた。斯くの如く人類の原始的状態に  
 對して論理的順序を發見せんとしたのはEngels  
 に從へば、Morganを以つて其の初めとする。  
 而してMorganの研究對象は蒙昧時代、野蠻時

代及び文明時代の第一期であつた。

#### 一 蒙昧時代

一、第一期 人類の初期であつて人類は熱帶  
 または亞熱帶の森林に居を構へ、其の食とする  
 所は、果實、堅果、細根であつた。この時期の  
 人類の最大の産物は其の言語である。人類の此  
 の時期は數千年の長きに涉つてゐるが、其の直  
 接存在の證據は存しない。けれども人類の祖先  
 がある動物であることが發見されるならば、吾  
 々は其の存在を論理的に承認しなければならな  
 い。

二、第二期 この時期は魚類の利用と火の使  
 用を以て始まつてゐる。この新しい食物のため  
 に人類は氣候と地理的還境とから完全に獨立す  
 ることが出來た。さうして人類はこの蒙昧時代  
 において河川の流域と海岸線とに従つて諸方に  
 散布されたのである。不完全な初期石器時代の

石器は多くこの時代に屬するものである。

三、第三期 弓矢の發明を以て初まる。この  
 時代は人類が其の常食として鹿肉を求め、狩獵  
 を其の平常の業としてゐた時代である。弓矢の  
 如き比較的複雑な器具の發明は多くの經驗と高  
 度の智識を必要とする。従つてこの時代にあつ

ては、この外他の發明もあつたものと推定しな  
 ければならない。この武器の點に文明發達の各  
 階段の特徴を求めらば蒙昧時代は弓と矢、  
 野蠻時代は鐵の刀、文明時代は銃砲が之に適應  
 する。

### 二 野蠻時代

第一期 野蠻時代の第一期は陶器を作る技術  
 の行はれた時に始まつてゐる。この技術は耐火  
 用として木器の上に粘土を塗ることに其の起源  
 を求める事が出来るのである。

野蠻時代以前までは吾々は一定時期における

進化過程を一般的にすべての民族に、其の地理  
 的狀態を考量に入れずして論ずることが出來  
 た。けれども吾々は野蠻時代の創始と共に兩大  
 陸の自然の資源の相異を認めなければならぬ  
 階段に達した。

第二期 第二期は東半球においては動物の馴  
 化と飼養、西半球においては食用植物の栽培と  
 灌漑とを以つて始まり、また建物用として石と  
 stone (日光で乾した煉瓦)とを用ひたのがこの  
 期の始まりである。西半球においては玉蜀黍、  
 南瓜、甜瓜等が栽培せられ、これ等の植物が彼  
 等の主食物であつた。彼等は防禦工事のある村  
 を形成し、木造家屋に往んでゐた。金屬は鐵を  
 除いては種々なものが使用されてゐた。東半球  
 においてはその時期は乳と肉とを供給する動物  
 を飼養した時に始まつてゐる。植物の栽培はま  
 だ知られてゐなかつた様である。

第三期 鐵鑛の溶解に始まつて文字の發明と

其の記録のために利用されたときに文明時代に入る間の期間が是である。この時期における生産の改善進歩は過去すべての時代を綜合したよりも大である。ギリシアの英雄が活動し、ローマの建設せられる少し以前のイタリヤ民族 Tacitus 時代の獨乙民族はこの時代に屬するものである。

以上の記述を概括して見れば次の通りである。即ち蒙昧時代は既成の自然物を主として取得した時代であつて、人類の天才はこの取得を助くべき道具を主として發明した。野蠻時代は動物飼養、農業及び人間の勞働によつて自然の生産力を増加する新方法の智識を得た時代である。文明時代は自然物の利用を擴大し、技術並に製造の進歩せる時代である。(註1)

(註1) Engels: - Origin of Family etc. pp. 27-34 大意

family, 第四、一時的個別婚姻の家族 the Pairing family, die Paarungsfamilie, 第五、一夫一婦の家族 the monogamous family, die monogame Familie. がこれである。

Morgan は従つて Engels は人類原始の時代における男女の關係は unrestricted sexual intercourse が行はれるものと推定した。勿論現在の蒙昧野蠻の種族にあつてもこの階段にあるものは皆無である。従つて其の直接の證明は之を與ふことが出来ない。たゞ Morgan 及び其の學徒は所謂 Hawaii 式血族制度なるものから當然以上の推定に達するものであると見たのである。

Dekan's Dravidia 族、Hindostan の Gaura 族 American Indian 族におつては Morgan の所謂一時的個別婚姻の家族制度 the Syndyasmanian or Pairing family が存在してゐる。而してこの婚姻制度は夫婦何れの側からでも容易に離婚するこ

五

社會は生活資料の生産を中心として斯くの如く進歩した。然らばこの生産方法の進歩に適應する所の社會組織の變遷如何。この問題に答ふるためには、家族の形態と氏族制度とに就いて語らなければならぬ。さうして氏族制度が家族の形態と共に變化して遂に其の崩壞を惹起するに至つた原因を記述することは國家の本質を語る上において重要である。何となれば氏族制度崩壞の廢墟の上に打ち建てられたのが國家だからである。

Morgan は人類の男女關係を五つの形態に分つてゐる。其の第一は unrestricted sexual intercourse, regelloser Geschlechtsverkehr, の行はれた時代、第二、血族婚姻の家族 the consanguine family, die Blutsverwandtschaftsfamilie, 第三、團體婚姻の家族 the Punaluan family, die Punaluan-

とが出来ると一夫一婦の状態であるが、斯様な夫婦の産兒は廣く認められてゐる。而して父、母、息、娘、兄弟、姉妹なる語は斯くの如き父子兄弟の間に用ゐられることは疑ひのない所であるが、其の實際に使用されてゐるのはこの根本的の意義においてのみではない。例へば Iroquois 族は其の自身の子を息子及び娘と呼ぶのみならず、其の兄弟の子をも同じく呼び、其の兄弟の子は彼を父と稱してゐる。また Iroquois 族の女は自身の子供も、其の姉妹の子供をも、其の子と呼び、其の子供は均して、彼女を母と呼んでゐる。然し、彼女の兄弟の子は甥または姪と呼ばれ、彼女は其の叔母と呼び、姉妹の子供は彼女等の兄弟の子供を從兄弟、從姉妹と呼んでゐる。

斯くの如き父、子、兄弟、姉妹等の言葉は單に敬稱として用ゐられてゐるのではない。その

言葉の内に血族關係の遠近、之に従ふ其の義務關係を表示し、且つこれ等の關係の綜合したものがこれ等の民族の社會組織の中樞的要素である。而してこれ等の社會的現象と其の Hawaii 式血族制度の狀態が Morgan は社會原始の男女關係を推定したのである。Sandwich Islands (Hawaii) においては第十九世紀の前半まで Indo-America 族の血族制度の中に行はれた様な家族の形態が存してゐた。然るに Hawaii 式血族制度は當時行はれてゐた Indo-America 族の家族の形態とは一致しないものであつた。即ち Hawaii の家族制度にあつては、何等の例外なく、兄弟、姉妹のすべての子供は兄弟、姉妹と考へられ、彼等は其の母、母の姉妹、其の父、及び彼の兄弟の子と言はれるのみでなく、其の両親のすべての兄弟姉妹の子と見らるのである。斯く Indo-America 族間の血族制度と Hawaii 式血族

制度とを對比して見ると、Hawaii 式血族制度は Indo-America 族のそれよりも古い形態であり、Indo-America 族が一度通過して來た家族の形態である。而して Hawaii 式血族制度もまた一段以前の形態が存在してゐたことを推定するのである。これは何であるか。そは人類が unrestricted sexual intercourse の状態にあつた時代が之である。その意味は男女間の關係において何等強力による制限が存在しない状態を言ふのである。かかる regelloser Geschlechtsverkehr の状態から人類は其の家族制度を作つたのである。而して家族形態の第一來るものが血族婚姻の家族である。

(註一) Engels: - op. cit. pp. 3544. 16 regelloser Geschlechtsverkehr の存在に關しては、其の存在を否定する有力な議論がある。Gustav Schmoller の如きはかかる状態は例外としては認むべきも、原則としては人類原始の時代にあつても夫婦一對の個別的婚姻制度の行はれたことを

主張し、Darwin の如きも其の根據を動物の通有性たる感妬に求めて亂婚の行はれたことを否定してゐる。尙ほ Die Formen der Familie und die Formen der Wirtschaft の著者 Ernst Grose の如きも斯くの如き原始時代における状態を否定し、原始時代においても緊密なる個別的家族は例外なく存在することを主張してゐる。河田嗣郎氏著家族制度の發達、第壹篇第一章、同氏著 家族制度研究所載 Grose の前提論文邦譯「家族の形態と經濟の形態」參照

六

血族婚姻の家族は人類の家族形態中の最初のものである。而してこの家族制度は現存の蠻族中にあつて、最低の文化にあるものの内にあつても發見することが出來ない。Morgan がこの血族婚姻の家族を以つて人類最古の家族制度とした論據は所謂馬來式血統制度であつて、この制度を現に保存する種族は Polynesia 人であつて就中前述の Hawaii 式血統制度は其の代表的なものである。馬來式血統制度とは遠近すべての血族を五階段に區別するもので、第一段に屬す

るものは自己、兄弟姉妹、從兄弟姉妹等であつて、此の親等に屬するものは何れも吾が兄弟姉妹である。第二段は父母、伯叔姑、其の從兄弟姉妹等で何れも吾が父母、第三段は父方の祖父、其の兄弟姉妹及び從兄弟姉妹等で皆吾が祖母、第四段は子女、甥姪及び其の從兄弟姉妹等何れも吾が子女、第五段は孫及び其の從兄弟姉妹等皆吾が孫兒と認める。而してかかる血統制度から肉身の兄弟姉妹間の團體婚姻の行はれたことを Morgan は主張するのである。即ちこの婚姻制度は generation によつて團體婚姻を行ふのである。一定の家族におけるすべての祖父と祖母とは皆相互に妻であり、夫である。其の子女もまた相互に夫妻である。斯様な血族婚姻の家族は進歩して團體婚姻の家族に至るのである。人類家族制度の第二階段である。人類の血族婚姻の狀態の弊害の多いのは、蒙



昧の種族と雖も之れを悟つた。さうして男女關係はかゝる理由から餘程の制限を受ける様になつたのである。即ち血族婚姻は團體婚姻に進化した。其の根本的特徴は一家族内において夫と妻とが共通のものでありながら、其の肉身の兄弟姉妹間の性交が禁じられてたことである。(後に到つてこの制限は擴張せられた。而してこの團體婚姻は數人の兄弟が數人の妻を共有し、若くは數人の姉妹が數人の良人を共有するものであつてこの婚姻團體は其の間に生れた子女と共に一家族を形成する。従つて家屬の形式は二つある。其の一は良人の團體が兄弟なる場合、其の二は妻の團體が姉妹なる場合である。而して數人の兄弟が數人の妻を共有するとき其の妻同志は最早姉妹ではなく、"Punalua" (finite companion) であり、數人の姉妹が數人の夫を共有するときは彼等は相互に "Peers" である。

この形態の家族が頗ぶる重要である所以は多くの野蠻民族の社會的基礎を形成する氏族制度がこの團體婚姻の家族によつて形成せられたことである。而してこの家族制度も經濟生活の進歩と共に、婚姻關係の複雑化のために遂に崩壊するに至つたのである。

この家族制度に續いて形成されたものは一時的個別婚姻の家族制度である。一時的個別婚姻の家族とは永續性と排他性を缺く一對の男女の個別的婚姻を基礎とする家族制度である。即ち男女が各々其の當事者として一人なることは一夫一婦の婚姻制度と異なる所がないが、其の結合の期間は各當事者の任意によつて定まるのである。

一時的個別婚姻の家族は其の從來續けて來た共產的生活を打破して獨立の生活を營むのには

餘りに無力である。さうして共產的生活即ち數家族集合して共產的に家計を營むことは以前から行はれ、其の結果として母權が尊重されたのである。一時的個別婚姻の家族はこの母權の尊重を其の基調としたものであるが、經濟生活の變化はこの状態を打破するに至つた。經濟生活の變化の第一歩は動物の飼養であつた。さうしてこの飼養動物は其の初め氏族の所有であつたが、享得の困難其他の理由から個人の所有と認められるに至つた。この動物の飼養は人間に乳と肉とを與へた。嘗て其の生活力を認められなかつた戰爭の捕虜は今や餘剰生活資料によつて養はれて利用される様になつた。奴隸の發明がこれである。かくて奴隸の發明によつて生産物の分量は益々増加した。さうして奴隸の所有者たる男子は愈々富を集積した。この集積された富は、母權法によれば、相續するべきときには、

その集積者の眞實の子女によつて相續されるのではなく、其の母方の血族によつて相續されるのである。自己が營々として集積した富を自己の子孫に傳へたいと思ふのは人類自然の性情である。今や富の集積者はその富を利用して母權法の因襲を打破しやうと試み、それに成功したのである。さうしてこの經濟的有力者は母權的家族制度を覆かへして、父權的家族制度を樹立した。其の特質とする所は一家族の中に一定數の自由人と奴隸とが一父權の權威の下に集つてゐることである。この父權的家族制度の樹立と母權法の崩壊とは女性の男性に對する敗北を物語るものである。この父權的家族と共に吾々は人類の記録ある歴史に入るのである。さうして一時的個別婚姻の家族は蒙昧時代と野蠻時代の境界において起つたが、一般には蒙昧時代の第三期に、偶には野蠻時代の第一期に起つた所も

ある。兎に角この一時的個別婚姻の家族は野蠻時代の特徴の家族であるのは、團體婚姻の家族が蒙昧時代の、一夫一婦の婚姻の家族が文明時代の特質であるが如くである。

一夫一婦の婚姻の家族の形成は文明時代の初期に行はれ、そは男子の優越と私有財産制度の形成に其の基礎を置いてゐる。而して一夫一婦の婚姻の家族制度の確立はまた氏族制度の崩壊と國家の樹立とを意味するものである。以下暫らく氏族制度に就いて語らなければならぬ。

(註一) Engels: op. cit. pp. 44-101. 大意

七

氏族制度は野蠻時代を通じ文明時代に至るまでの社會制度である。而してそは國家の形成せらるるまでの原始的社會制度として極めて重要な制度である。種々の形態における家族は其の經

濟的能力の微弱であつたために、其の個々の家族として自然に對して對立の状態を保持することは不可能であつた。かくて家族は數單位を聯合して、其の經濟的能力を増大したのである。

この家族の聯合が即ち氏族制度である。氏族制度とはラテン語で gens と云ひ其のギリシア語である gens と共にアリアン語の genos を其の語根としてゐる。其の意義は「生む」to beget と云ふことである。この語はサンスクリットの dschanas、グート語の kuni、古代スカンヂナヴィア及びアングロサクソン語の kyn、英語の kin、mitelhochdeutsche の kinne はすべて血統、子孫を意味する。

然らばこの氏族制度の組織如何。Engels は Morgan に従つて Iroquois 族の氏族制度を研究すると共に、Morgan の研究を基礎としてギリシア殊にアテンにおける氏族制度、ローマにお

ける氏族制度、獨乙及びケルト民族の間における氏族制度について更に研究を試みた。其の微細な部分は異なるにしても、其の大部分については氏族制度は共通した一の制度であつた。故にこゝには彼の研究の結果たるこれ等種々の氏族制度を一々記述することを止め、たゞ其の代表的のものである Iroquois 族の Seneca 種族における氏族制度の大體を記述することによつて國家發生以前における社會組織の一般的考察を試みやうと思ふ。

既に述べた如く氏族制度は團體婚姻の家族の行はれた時代において發生したものである。而して團體婚姻の家族にあつては子女の父は不明であるが、其の母は明かである。其の母は家族の全體の子女を其の子と呼び、彼等に對して母としての義務を有するものであるが、彼女は尙ほ其の肉身の子女を他の子女と區別する。かく

て團體婚姻の存續する限り、其の子孫は女子の系統のみ明かである。而して前にも既に述べた様に團體婚姻の制度にあつては肉身の兄弟姉妹の婚姻を禁ずるが故に、これ等の姉妹の良人は其の肉身の兄弟からは撰まれない、即ち共同の祖先を有する血族の中からは撰まれないのである。けれどもこれ等の姉妹の子女は其の團體に屬するのである。何となればこの血族團體は母の系統のみを包含するからである。さうして母側の肉身の兄弟姉妹(後に到つてこの制限は擴大された)の間の性交が禁止せられると、この血族團體は氏族となつたのである。故に氏族は團體婚姻によつて一定の母を祖先とすと認められたすべての個人から成立する。

かゝる性質を有する氏族制度の代表的形態は Iroquois 族殊に Seneca 種族における氏族制度である。この種族は動物の名に従つて命名され

た八つの氏族を持つてゐた。其の名は一、狼、二、熊、三、蝸龜、四、海狸、五、鹿、六、鷓鴣、七、蒼鷹、八、鷹である。

而してこれ等のすべての氏族は次の様な慣習を持つてゐた。

一、氏族はこの Sachem (平時における行政長官)並に Chief (戦時における指揮官)を選擧した。この選挙権は男女平等で、Sachem の種族内における権力は父権的のもので、全く道德的性質のものであつた。さうして Sachem は Seneca の種族會議と全 Iroquois 民族の聯合會議によつて援助されてゐた。Chief はたゞ戦時において指揮権を有するのみである。

二、氏族は任意に Sachem と Chief とを引退せしめることが出来る。このことは同じく男女共同を以つて行はれた。また種族會議も種族の意志に反して彼等を引退せしめることが出来た

たのである。

八、特殊の宗教的儀式の存在してゐたことはインディアン氏族の間にあつては證明することが出来ないけれども、多少の宗教的儀式が氏族と關係のあつたことは事實である。

九、氏族は共同の埋葬所を有してゐた。

十、氏族は成年以上の男女の平等投票権を有する民主的な會議を持つてゐた。この會議によつてその Sachem と Chief とを選擧したのである。

斯様な性質を有する氏族は五つ若しくは六つを以つて種族をなすものであるが、この氏族の三つ若しくは四つが相集まつて Phratry を形成してゐる。Iroquois の間における Phratry は半ば社會的の、半ば宗教的の目的のために作られたものである。而してこの Phratry の三四が更に種族 Tribe を作つてゐる。種族の特質は、一、

のである。

三、氏族の各員はその氏族中のものと婚姻を結ぶことが許されてゐない。この慣習は氏族制度の最も根本的の慣習である。

四、死んだ氏族員の財産は、其の氏族所屬の人々の間に分配された。即ち財産は氏族の内に残されたのである。

五、氏族員は相互扶助を行つた。殊に異種族よりの攻撃を復讐するのに援助し合つた。

六、氏族は一定の、または數個の名稱を持つてゐた。さうしてこの名稱は他の氏族の使用してはならないものであつた。

七、氏族は異種族人を氏族員たることを承認することが出来た。戦争の捕虜は殺されないで氏族員に承認されることがあつた。彼等はこの承認によつて氏族の權利と種族の權利とを獲得した。勿論この承認には崇嚴な儀式を必要とし

そが特殊の地域と特殊の名稱を有すること。

二、其の種族特有の方言を有すること、三、氏族によつて選挙された Sachems と Chief とを任命するの權利を有すること、四、また彼等を氏族の意志に反しても免職するの權利のあること、五、共通な宗教觀念と儀式とを有すること、六、公共の事項に關して種族會議を開催すること、七、ある種族においては其の主長の權の制限されてゐることがこれである。

而して、Iroquois の間にあつては(他の種族の間にあつては多く見ない所であるが)種族は更に聯盟を作つてゐる。即ち Iroquois を構成する種族は Seneca, Cayugas, Onondagas, Oneidas, Mohawks の五種族であるが此等の間には民主的原則によつて聯盟が成立してゐるのである。之を要するに氏族の根本原理は自由と平等と博愛とである。この自由と平等と博愛の上に印



度族の社會は形成されてゐたのである。

Iroquois 族においては遂に國家の發生を見る

に至らなかつた。けれどもギリシア、ローマ、

獨乙、ケルトの諸民族の間にあつてはこの氏族

制度は國家發生以前における社會組織であり、

國家は前にも一言した様にこの制度の崩壞の廢

墟の上に築かれた社會制度なのである。

以下、ローマ、ギリシア、ケルト、獨乙の諸民

族間における國家の發生を一一研究することな

く直ちに一般的に國家發生の原因についての

Engelsの說を記述し、更に國家の本質に及ぼう

と思ふ。

(註一) Engels: op. cit. pp. 120-以下参照

(未完)

### 新刊紹介

福田徳三校註 高島素之翻譯 資本論第一卷(一)

大 鐘 閣 發 行 定價六圓九十錢

本誌讀者中には今を距る十四年前福田博士が「社會主義研究の棗」と題する一文を慶應義塾學報(三田評論前身)に寄稿したるを記憶するもの或は猶はあるべし。文中博士はマルクス資本論の外國語譯に言及して「……何れ遠からず續々譯本が出ることを確信する。邦譯も是非出來ねばならぬのだが、誰が其れ丈けの忍耐と根氣とを有するであらうか。何の道儲かる事ではあるまいから、急には其人を得難いであらう。其れより先に兎に角英譯の完成せんことを望ましかである」と云へり。「誰が其れ丈けの忍耐と根

氣とを有するであらうか」(一)今や福田博士の

嚴密周到なる校註の下に高島素之氏は資本論第

一卷第一冊を公にし、左右田、坂西、高橋、寺尾、

大塚、金子の諸學者の分擔に依て、第二第三兩

卷の譯出せらるゝ事亦近きにあらんとす。筆者

は往時を追懷して感慨禁すること能はざるもの

なり。而かもマルクスの漸く廣く讀まるゝに至

りしは、素より時勢の變の之を促がせしに由る

ものならんと雖も、今日マルクス研究を以て聞

ゆる者概ね何等かの意味に於て福田博士の先蹤

に導かれたるにあらざるはなし。此一事を顧み

るときは、我學界は資本論邦譯なる盛大事業の

發途に際し、先づ深く博士が二十年間の勞を多

とせざる可からざるなり。資本論全三卷譯了の

曉、マルクスの全系統と翻譯全體の成績とに就

いて論評するは學界自ら其人あるべし。吾人は

たゞ「マルクス全集」第一冊發行の事實を報導し

て些か祝意を表せんとするのみ。

邦譯資本論第一卷(一)は第一卷全七篇中、商品及び貨幣、貨幣の資本化及び絶對的餘剩價值生産の三篇を含む。譯者高島氏は原書第六版に依り傍ら英譯を參考して之を翻譯し、校註者は同じ原文の外その英譯佛譯蘭譯並びに原文平民板を參照して校訂を加へ、第一篇は其の全部に涉つて一々原文と較べ、第二篇は疑ある箇所丈けを原文と較べ、第三篇は初三章は一々原文と對校し、其他は第二篇同様となし、さて原文を離れて再讀し、日本文として意味の通じ難しと思はるゝ箇所就ては譯者の注意を促かし、誤譯を認めたる所は決定的に之を訂正したりと云へり。而して高島氏に至ては既に一年前一度び譯了したるものを昨年十月より本年五月に亘りて全部改稿し、「推敲に推敲を重ねて」漸く本書を成せるなり。譯者校註者の苦心の一斑は譯註